

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由								
	第 1 編 総則	第 1 編 総則									
	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項									
	第 2 節 重点を置くべき事項	第 2 節 重点を置くべき事項									
4	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた室内での退避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））								
4	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、 <u>積極的な被災者台帳</u> の作成及び活用を図ること。	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））								
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱									
13	5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td>災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 <u>(1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u> <u>(2) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</u> <u>(3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</u> <u>ア り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</u> <u>イ 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	日本銀行	災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 <u>(1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u> <u>(2) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</u> <u>(3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</u> <u>ア り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</u> <u>イ 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済</u>	5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 <u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u> <u>ア 通貨の円滑な供給の確保</u> <u>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> <u>ウ 通貨および金融の調節</u> <u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</u> <u>イ 資金の貸付け</u> <u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>(5) 各種措置に関する広報</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 <u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u> <u>ア 通貨の円滑な供給の確保</u> <u>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> <u>ウ 通貨および金融の調節</u> <u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</u> <u>イ 資金の貸付け</u> <u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>(5) 各種措置に関する広報</u>	日本銀行防災業務計画との整合を図るため。
機関名	内容										
日本銀行	災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 <u>(1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u> <u>(2) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</u> <u>(3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</u> <u>ア り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</u> <u>イ 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済</u>										
機関名	内容										
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 <u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u> <u>ア 通貨の円滑な供給の確保</u> <u>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</u> <u>ウ 通貨および金融の調節</u> <u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</u> <u>イ 資金の貸付け</u> <u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>(5) 各種措置に関する広報</u>										

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																
16	<p>時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>ウ 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>(4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>(5) 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>(6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>(7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	公益社団法人愛知県看護協会	(略)	(追加)	(追加)	一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	<p>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県病院協会</td> <td>医療及び助産活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	公益社団法人愛知県看護協会	(略)	一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。	一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	指定地方公共機関の追加
機関名	内容																		
公益社団法人愛知県看護協会	(略)																		
(追加)	(追加)																		
一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																		
機関名	内容																		
公益社団法人愛知県看護協会	(略)																		
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。																		
一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																		
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防																	
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進																	
	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携																	
20	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進</p> <p>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</p>	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等との連携体制の推進</p> <p>いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）																
22	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発</p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発</p>	対策の追加（熊																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由																																																				
	<p>県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</p>	<p>県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。<u>また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p>	<p>本地震の課題検証報告)</p>																																																				
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策																																																					
25	<p>■基本方針</p> <p>○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 (追加)</p> <p>(略)</p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 <u>○ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める</u> (略)</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>																																																				
25	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">浸水想定区域における対策</td> <td rowspan="7">県</td> <td>1(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>3(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>3(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村</td> <td rowspan="3">市町村</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>4(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>4(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下街等、要配慮者利用施設又は大規模工</td> <td>5,6,7(1) 計画の策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,6,7(2) 訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	(略)	(略)	浸水想定区域における対策	県	1(1) (略)	1(2) (略)	2(1) (略)	2(2) (略)	3(1) (略)	3(2) (略)	(追加)	市町村	市町村	2(1) (略)	4(1) (略)	4(2) (略)	(追加)		地下街等、要配慮者利用施設又は大規模工	5,6,7(1) 計画の策定		5,6,7(2) 訓練の実施	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">浸水想定区域における対策</td> <td rowspan="7">県</td> <td>1(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>3(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>3(2) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>6(2) 実施状況の確認等</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村</td> <td rowspan="3">市町村</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>4(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>4(2) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>6(2) 実施状況の確認等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下街等の所有者又は管理者</td> <td rowspan="2">地下街等の所有者又は管理者</td> <td>5(1) 計画の策定</td> </tr> <tr> <td>5(2) 訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	(略)	(略)	浸水想定区域における対策	県	1(1) (略)	1(2) (略)	2(1) (略)	2(2) (略)	3(1) (略)	3(2) (略)	<u>6(2) 実施状況の確認等</u>	市町村	市町村	2(1) (略)	4(1) (略)	4(2) (略)	<u>6(2) 実施状況の確認等</u>		地下街等の所有者又は管理者	地下街等の所有者又は管理者	5(1) 計画の策定	5(2) 訓練の実施	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																																					
第4節	(略)	(略)																																																					
浸水想定区域における対策	県	1(1) (略)																																																					
		1(2) (略)																																																					
		2(1) (略)																																																					
		2(2) (略)																																																					
		3(1) (略)																																																					
		3(2) (略)																																																					
		(追加)																																																					
市町村	市町村	2(1) (略)																																																					
		4(1) (略)																																																					
		4(2) (略)																																																					
(追加)																																																							
地下街等、要配慮者利用施設又は大規模工	5,6,7(1) 計画の策定																																																						
	5,6,7(2) 訓練の実施																																																						
区分	機関名	主な措置																																																					
第4節	(略)	(略)																																																					
浸水想定区域における対策	県	1(1) (略)																																																					
		1(2) (略)																																																					
		2(1) (略)																																																					
		2(2) (略)																																																					
		3(1) (略)																																																					
		3(2) (略)																																																					
		<u>6(2) 実施状況の確認等</u>																																																					
市町村	市町村	2(1) (略)																																																					
		4(1) (略)																																																					
		4(2) (略)																																																					
<u>6(2) 実施状況の確認等</u>																																																							
地下街等の所有者又は管理者	地下街等の所有者又は管理者	5(1) 計画の策定																																																					
		5(2) 訓練の実施																																																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）		修正案		改正理由
	場等の所有者又は管理者	5, 6, 7(3) 自衛水防組織の設置		5(3) 自衛水防組織の設置	
	(追加)	(追加)	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	6(1) 計画の策定等	
	(追加)	(追加)	大規模工場等の所有者又は管理者	7(1) 計画の策定 7(2) 訓練の実施 7(3) 自衛水防組織	
第 2 節 雨水出水対策					
27	1 市町村における措置		1 市町村における措置		表記の整理
(1) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。		(1) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。			
27	2 関連調整事項		2 関連調整事項		表記の整理
(5) 排水機場の運転管理者は、排水機に運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。		(5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。			
第 4 節 浸水想定区域における対策					
29	4 浸水想定区域のある市町村における措置		4 浸水想定区域のある市町村における措置		対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））
(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。		(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 <u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u>			
30	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置		6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置		対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。		(1) 計画の策定等 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければなら			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
	<p>(1) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略) (追加)</p>	<p>ない。</p> <p>ア 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する<u>具体的</u>計画の作成</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 実施状況の確認等 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>												
第 3 章 土砂災害等予防対策															
33	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県、<u>市町村</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 砂防対策	中部地方整備局、県、 <u>市町村</u>	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 砂防対策</td> <td>中部地方整備局、県 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 砂防対策	中部地方整備局、県 (略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 砂防対策	中部地方整備局、県、 <u>市町村</u>	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 砂防対策	中部地方整備局、県 (略)	(略)													
第 2 節 土砂災害の防止															
34	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p>	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p>	<p>表記の整理</p>												
第 3 節 砂防対策															
36	<p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (略)</p>	<p>1 中部地方整備局及び県（建設部）における措置 (略)</p>	<p>主体の修正</p>												
第 4 章 事故・火災等予防対策															
39 41	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 節 火薬類保安対策</td> <td>中部近畿産業保安監督部、県 <u>市町村</u></td> <td>(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 7 節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部、県 <u>市町村</u>	(略) (略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 節 火薬類保安対策</td> <td>中部近畿産業保安監督部、県、<u>名古屋市</u> <u>市町村</u>（名古屋市を</td> <td>(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 7 節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部、県、 <u>名古屋市</u> <u>市町村</u> （名古屋市を	(略) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第 7 節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部、県 <u>市町村</u>	(略) (略)													
区分	機関名	主な措置													
第 7 節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部、県、 <u>名古屋市</u> <u>市町村</u> （名古屋市を	(略) (略)													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）			修正案			改正理由	
		(略)	(略)		除く)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
	第9節 地下街等の保安 対策	(略)	(略)	第9節 地下街等の保安 対策	(略)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
		県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助資機材の 整備		県警察	4(1) (略) 4(2) (略) 4(3) 救急救助用資機材 の整備		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
第7節 火薬類保安対策				第7節 火薬類保安対策				
48	1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置	中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。		1 中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び名古屋市における措置	中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。		火薬類取締法の 一部改正	
48	2 市町村における措置	市町村は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。		2 市町村（名古屋市を除く）における措置	市町村（名古屋市を除く）は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。		火薬類取締法の 一部改正	
第9節 地下街等の保安対策				第9節 地下街等の保安対策				
51	4 県警察における措置	(3) 救急救助資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助資機材の整備に努める。		4 県警察における措置	(3) 救急救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。		表記の整理（防 災基本計画との 整合）	
第6章 都市の防災性の向上				第6章 都市の防災性の向上				
59	■主な機関の措置			■主な機関の措置			表記の整理	
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置		
	第1節 マスタープラン 等の策定	(略)	(略)	第1節 都市計画のマ スタープラン 等の策定	(略)	(略)		
59	第1節 マスタープラン等の策定			第1節 都市計画のマスタープラン等の策定			表記の整理	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																
	(略)	(略)																																	
	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備																																	
64	■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2(2)～2(8) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)		県	2(1) (追加)		2(2)～2(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)		県	2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																	
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)																																		
	県	2(1) (追加)																																	
		2(2)～2(8) (略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)																																		
	県	2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備																																	
64	1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置	1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置																																	
65	<p>(5) 人材の育成等 県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>(5) 人材の育成等 県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、<u>研修制度・内容の充実</u>を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 <u>県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
66	<p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p>	<p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> <u>県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。</u></p> <p>(3) ～ (9) (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
67	<p>7 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段・設備等</p>	<p>7 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段・設備等</p>	<p>対策の追加（防</p>
68	<p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p>	<p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p><u>また、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>災基本計画の修正（H29.4）</p>
68	<p>9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</p> <p>災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。</p> <p>(略)</p>	<p>9 道路等の復旧に係る施設・設備等</p> <p>災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
68	<p>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(略)</p>	<p>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(略)</p>	
69	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>◆ <u>附属資料第 15「災害時における燃料及び応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対 JA グループ愛知）」</u></p> <p>(略)</p>	<p>協定の締結</p>
	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</p> <p>(追加)</p>	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定</p>	<p>協定の締結</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
69	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>1 1 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p>	<p>書」(県対県石油商業組合)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定書」</p> <p>1 1 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p>(2) 市町村は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p>	<p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p>
69	<p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境部）は、<u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）</u>に基づき、<u>県災害廃棄物処理計画</u>を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、<u>災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等</u>について示すものとする。</p>	<p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境部）は、<u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）</u>に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</u></p>	<p>愛知県災害廃棄物処理計画の策定（H28.10）</p>
70	<p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分 ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協（平成 17 年 4 月 1 日付け） 愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け） (追加) (追加) (追加) <p>ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収 ・相手方 愛知県フロン回収・処理推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け） <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」</p>	<p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分 ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県解体工事業連合（平成 21 年 3 月 25 日付け） 一般社団法人愛知県建設業協会（平成 29 年 2 月 17 日付け） 一般社団法人愛知県土木研究会（平成 29 年 2 月 17 日付け） 一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成 29 年 2 月 17 日付け） <p>ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収 ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け） <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」</p>	<p>協定の締結及び名称変更</p> <p>協定の締結</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																
70	<p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」</p> <p>1 3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン類排出抑制推進協議会）」</p> <p>1 3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、</u><u>応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>名称変更</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																
第 9 章 避難行動の促進対策		第 9 章 避難行動の促進対策																	
71	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市町村</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求め</u> <u>ための事前準備</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求め</u> <u>ための事前準備</u>	(略)	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市町村</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備	(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求め</u> <u>ための事前準備</u>																	
	(略)	(略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備																	
	(略)	(略)																	
第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備		第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備																	
71	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、<u>要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等</u>に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																
第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等		第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
72	<p>市町村における措置</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p>	<p>市町村における措置</p> <p>1 緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>
	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
73	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難指示、避難勧告、避難準備情報等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア ～ エ（略）</p> <p>（追加）</p> <p><u>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p><u>カ（略）</u></p> <p>(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u></p> <p>市町村は、<u>避難勧告又は指示を行う際</u>（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア ～ エ（略）</p> <p><u>オ 情報の提供にあたっては、<u>危険の切迫性</u>に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</u></p> <p><u>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p><u>キ（略）</u></p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等を発令する際</u>（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>避難情報の名称変更</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
	第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定	第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定	
74	1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 市町村及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。	1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 市町村及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。 <u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））
74 75	2 浸水想定域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 (略) 市町村地域防災計画で具体的に定める内容については、第 2 章第 4 節、第 7 章第 3 節に定めるところによる。	2 浸水想定域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 (略) 市町村地域防災計画で具体的に定める内容については、第 2 章第 4 節、第 3 章第 2 節に定めるところによる。	表記の整理
	第 5 節 避難に関する意識啓発	第 5 節 避難に関する意識啓発	
75	市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・(略) ・(略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、 <u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u> (3) その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 (追加) (追加)	市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・(略) ・(略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、 <u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> (3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ <u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u> ウ <u>市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見</u>	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4）） 対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		方に関する周知に努める。	
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第 1 節 避難所の指定・整備	第 1 節 避難所の指定・整備	
77	<p>市町村における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>(追加)</p> <p>ウ ～ エ (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p><u>なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。<u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u>ウ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>エ ～ オ (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「<u>妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン</u>」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u></p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民へ</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p> <p>対策の追加（熊本地震の課題検</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																								
	いた運営体制を検討する。 (追加)	の支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	証報告) 附属資料の追加																								
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策																									
78	<p>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</p>	<p>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、<u>外国人</u>等の情報を把握するものとする。</p>	表記の整理																								
79	<p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて<u>説明し、意思確認</u>を行う。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	<p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、<u>当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により</u>、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p>	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4）） 表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））																								
	第 1 1 章 広域応援体制の整備	第 1 1 章 広域応援体制の整備																									
81	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援部隊に係る</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域応援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節	(略)	(略)	応援部隊に係る	(略)	(略)	広域応援体制の整備	(略)	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援部隊に係る</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広域応援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節	(略)	(略)	応援部隊に係る	(略)	(略)	広域応援体制の整備	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
第 3 節	(略)	(略)																									
応援部隊に係る	(略)	(略)																									
広域応援体制の整備	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第 3 節	(略)	(略)																									
応援部隊に係る	(略)	(略)																									
広域応援体制の整備	(略)	(略)																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）			修正案			改正理由	
	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等		
第2節 広域応援体制の整備				第2節 広域応援体制の整備				
81	1 県（防災局）及び市町村における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等との協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。			1 県（防災局）及び市町村における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 <u>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u>			対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））	
82	(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。			3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u>			対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））	
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備				第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備				
82	1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置 (1) 緊急消防援助隊 県及び市町村は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援			1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置 (1) 緊急消防援助隊 県及び市町村は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援			附属資料の整理	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																	
	<p>を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「緊急消防援助隊運用要綱」</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県緊急消防援助隊受援計画」</p>	<p>を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県緊急消防援助隊受援計画」</p>																																		
	(追加)	<p>第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>県及び市町村は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書」</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p>																																	
	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上																																		
84	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="5">県、市町村</td> <td>1(1) 基礎訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 総合訓練</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>1(3) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td>1(4) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練	1(2) 総合訓練	(追加)	1(3) 防災訓練の指導協力	1(4) 訓練の検証		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="6">県、市町村</td> <td>1(1) 基礎訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 総合訓練</td> </tr> <tr> <td>1(3) 広域応援訓練</td> </tr> <tr> <td>1(4) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td>1(5) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td>1(6) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練	1(2) 総合訓練	1(3) 広域応援訓練	1(4) 防災訓練の指導協力	1(5) 訓練の検証	1(6) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																		
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練																																		
		1(2) 総合訓練																																		
		(追加)																																		
		1(3) 防災訓練の指導協力																																		
		1(4) 訓練の検証																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
区分	機関名	主な措置																																		
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 基礎訓練																																		
		1(2) 総合訓練																																		
		1(3) 広域応援訓練																																		
		1(4) 防災訓練の指導協力																																		
		1(5) 訓練の検証																																		
		1(6) 図上訓練等																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	第 1 節 防災訓練の実施	第 1 節 防災訓練の実施																																		
84	1 県（防災局、各部署）及び市町村等における措置	1 県（防災局、各部署）及び市町村等における措置																																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
86	<p>(1) ～ (2) (略) (追加)</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 県及び市町村は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p>	<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 広域応援訓練 <u>県及び市町村は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u></p> <p>(4) 防災訓練の指導協力 県及び市町村は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>(5) ～ (6) (略)</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
86	<p>県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ア ～ オ (略) カ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、<u>避難準備情報</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 ア ～ オ (略) カ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>避難情報の名称変更</p>
87	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分</p>	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由																																								
	の家庭内備蓄を推進する。	の家庭内備蓄を推進する。 また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。																																									
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策																																									
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																																									
91	■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略) 2(2) (略) 2(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u></td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) 2(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>	防災関係機関	(略)	第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) (追加)	市町村	2(1)～2(3) (略) (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略) 2(2) (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 節 <u>災害救助法の適用</u></td> <td>県</td> <td><u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>2(1) 救助の実施</u> <u>2(2) 県が行う救助の補助</u></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td><u>3 救助の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) (削除)	防災関係機関	(略)	第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u>	市町村	2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u>	第 3 節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>	市町村	<u>2(1) 救助の実施</u> <u>2(2) 県が行う救助の補助</u>	日本赤十字社 愛知県支部	<u>3 救助の実施</u>	表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																									
第 1 節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)																																									
	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) 2(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u>																																									
	防災関係機関	(略)																																									
第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) (追加)																																									
	市町村	2(1)～2(3) (略) (追加)																																									
(追加)	(追加)	(追加)																																									
区 分	機関名	主な措置																																									
第 1 節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)																																									
	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) (削除)																																									
	防災関係機関	(略)																																									
第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u>																																									
	市町村	2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u>																																									
第 3 節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>																																									
	市町村	<u>2(1) 救助の実施</u> <u>2(2) 県が行う救助の補助</u>																																									
	日本赤十字社 愛知県支部	<u>3 救助の実施</u>																																									
	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	第 1 節 災害対策本部の設置・運営																																									
94	2 市町村における措置	2 市町村における措置																																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
94	<p>(3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u> <u>市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。</u></p> <p>3 防災関係機関における措置</p> <p>(1) 組織及び活動体制</p> <p>防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>3 防災関係機関における措置</p> <p>(1) 組織及び活動体制</p> <p>防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、<u>お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</u></p>	<p>新設する第3節に移動。</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>
<p>第2節 職員の派遣要請</p>			
94	<p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 被災市町村への県職員の派遣</u> <u>県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
95	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u> <u>市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
<p>第3節 災害救助法の適用</p>			
95		<p>1 県（防災局、県民生活部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置</p> <p>(1) <u>災害救助法の適用</u> <u>知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>救助の実施</u> <u>知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</u></p>	<p>災害救助法に関する記載の充実</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																												
		<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p> <p>(3) 市町村への委任</p> <p>知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。</p> <p>なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1144 620 1924 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）		
救助の種類	実施者																																														
	局地災害の場合	広域災害の場合																																													
避難所の設置	市町村（県が委任）																																														
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																														
食品の給与	市町村（県が委任）																																														
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																														
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																														
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																													
被災者の救出	市町村（県が委任）																																														
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																													
学用品の給与																																															
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																														
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																														
埋葬	市町村（県が委任）																																														
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）																																														

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
		<table border="1" data-bbox="1146 204 1924 279"> <tr> <td data-bbox="1146 204 1388 279">住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td data-bbox="1388 204 1924 279">市町村（県が委任）</td> </tr> </table> <p>(4) 救助の委任の留意点 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。</p> <p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 市町村における措置（災害救助法第 13 条）</p> <p>(1) 救助の実施 市町村長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</p> <p>(2) 県が行う救助の補助 市町村長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条） 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</p>	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	<p>災害救助法に関する記載の充実</p> <p>災害救助法に関する記載の充実</p>										
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）														
	<p>第 2 章 避難行動</p>	<p>第 2 章 避難行動</p>													
96	<p>■基本方針</p> <p>○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p>	<p>避難情報の名称変更</p>												
96	<p>■主な機関の措置</p>	<p>■主な機関の措置</p>													
97	<table border="1" data-bbox="219 1364 1070 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 1364 488 1401">区分</th> <th data-bbox="488 1364 622 1401">機関名</th> <th data-bbox="622 1364 1070 1401">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1401 488 1433">第 2 節</td> <td data-bbox="488 1401 622 1433">市町村</td> <td data-bbox="622 1401 1070 1433">1(1) 避難のための準備情報・勧告・</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	市町村	1(1) 避難のための準備情報・勧告・	<table border="1" data-bbox="1108 1364 1960 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 1364 1377 1401">区分</th> <th data-bbox="1377 1364 1512 1401">機関名</th> <th data-bbox="1512 1364 1960 1401">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 1401 1377 1433">第 2 節</td> <td data-bbox="1377 1401 1512 1433">市町村</td> <td data-bbox="1512 1401 1960 1433">1(1) 避難勧告等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	市町村	1(1) 避難勧告等	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第 2 節	市町村	1(1) 避難のための準備情報・勧告・													
区分	機関名	主な措置													
第 2 節	市町村	1(1) 避難勧告等													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
	避難の勧告・指示 指示 1(2)～1(4)（略）	避難の勧告・指示等 1(2)～1(4)（略）	
	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	
98	3 水位情報の周知（県（建設部）における措置） 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が <u>避難判断水位</u> （洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。	3 洪水に係る水位情報の周知（県（建設部）における措置） 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（ <u>上流</u> ）、 <u>五条川（下流）</u> 、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が <u>氾濫危険水位※</u> （洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年 6 月 1 日からの運用について記載） <u>※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</u>	表記の整理
99	1 2 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図 1～8 のとおり行う。	1 2 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図 1～8 のとおり行う。	
100	図 1 気象・水象に関する特別警報・警報等 放送	図 1 気象・水象に関する特別警報・警報等 放送等	表記の整理
105	図 4 水位周知河川の水位情報 ■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、 <u>はん</u> 濫危険水位、 <u>はん</u> 濫発生）	図 4 水位周知河川の水位情報 ■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、 <u>氾濫</u> 危険水位、 <u>氾濫</u> 発生）	表記の整理
106	図 5 土砂災害警戒情報 放送	図 5 土砂災害警戒情報 放送等	表記の整理
	第 2 節 避難の勧告・指示	第 2 節 避難の勧告・指示等	表記の整理
107	1 市町村における措置 (1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u> ア <u>避難勧告・避難指示</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・ <u>指示を行うものとする。</u> その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを <u>指示又は勧告</u> する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨	1 市町村における措置 (1) <u>避難勧告等</u> ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・ <u>避難指示（緊急）を発令するものとする。</u> その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを <u>勧告又は指示</u> する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨	避難情報の名称変更

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
108	<p>の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備情報の提供</u>に努める。</p> <p>イ <u>避難準備情報</u> 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備（要配慮者避難）情報</u>を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難所</u>を開設する。</p> <p>ウ <u>屋内退避</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保に関する措置</u>を指示することができる。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては</u>、対象地域の適切な設定等に留意する。 （追加）</p> <p>オ 事前の情報提供 <u>避難勧告や指示等に至る前から</u>、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p>	<p>の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>に努める。</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>ウ <u>屋内安全確保</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難勧告等を発令するにあたっては</u>、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難勧告等の伝達</u> <u>避難勧告等を発令するにあたっては</u>、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供 <u>避難勧告等の発令に至る前から</u>、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、<u>台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p> <p>表記の整理（防</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
108	<p>市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>災基本計画の修正（H29.4）</p>
109	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難指示</u>、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p>	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 <u>また、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
109	<p>4 県警察（警察官）における措置 (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示する。</p>	<p>4 県警察（警察官）における措置 (2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。</p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
110	<p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 (1) 市町村長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村長から<u>避難指示</u>、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p>	<p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 (1) 市町村長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村長から<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p>	<p>避難情報の名称変更</p>
110	<p>8 避難の勧告・指示の内容 市町村長等<u>避難の勧告・指示をする者は</u>、次の内容を明示して実施するものとする。 (4) 避難勧告又は指示の理由</p>	<p>8 避難の勧告・指示の内容 市町村長等の<u>避難勧告等が発令する者は</u>、次の内容を明示して実施するものとする。 (4) 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由</p>	<p>避難情報の名称変更</p>
	<p>第 3 節 住民等の避難誘導</p>	<p>第 3 節 住民等の避難誘導</p>	
111	<p>1 住民等の避難誘導 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、<u>次の事項に留意し</u>、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 ア <u>避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等</u></p>	<p>1 住民等の避難誘導 (1) <u>市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は</u>、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 (削除)</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
	<p><u>の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める</u></p> <p>イ できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>エ 避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</p>	<p>(2) <u>誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p>	
	<p>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
112	<p>■基本方針</p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、<u>災害に関する情報の共有に努める。</u></p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
	<p>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</p>	
113	<p>1 市町村の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>1 市町村の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（<u>外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u>）に連絡するものとする。</p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
114	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・整理</p> <p>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数</p>	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・整理</p> <p>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由
115	<p>について収集し、整理・突合・精査を行う。</p> <p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>について収集し、整理・突合・精査を行う。</p> <p><u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u></p> <p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（<u>画像情報を含む</u>）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
第2節 通信手段の確保			
118 119	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>イ 非常扱いの電報</p> <p><u>天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p>	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>イ 非常扱いの電報</p> <p><u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p>	<p>サービス提供の終了</p>
第3節 広報			
120 120	<p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>イ 防災行政無線、<u>オフトーク通信の放送</u></p> <p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、<u>指示等</u>）</p>	<p>3 各機関の措置</p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>イ 防災行政無線</p> <p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、<u>避難指示（緊急）等</u>）</p>	<p>サービス提供の終了</p> <p>避難情報の名称変更</p>
第4章 応援協力・派遣要請			
第1節 応援協力			
123 124	<p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保</p>	<p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																						
	<p>するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。<u>さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「被災市町村広域応援の実施に関する協定書」</p>	証報告)																						
	第 5 章 救出・救助対策	第 5 章 救出・救助対策																							
	第 1 節 救出・救助活動	第 1 節 救出・救助活動																							
135	<p>9 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>9 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理																						
	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																							
139	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="219 938 1077 1401"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請</td> <td>○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略) ODPAT の派遣要請</td> <td>○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →		(略) ODPAT の派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1108 938 1966 1401"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請</td> <td>○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略) ODPAT の派遣要請</td> <td>○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →		(略) ODPAT の派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →	表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																						
県		(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →																						
		(略) ODPAT の派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →																						
機関名	事前	被害発生中	事後																						
県		(略) ○県域を越えた協力体制の確立 ODPAT の派遣及び派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →																						
		(略) ODPAT の派遣要請	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 (略) →																						
140	■主な機関の措置	■主な機関の措置																							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
143	<p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、県からの<u>要請</u>又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</p> <p>(2) DPAT</p> <p>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。</p>	<p>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、<u>災害救助法による県からの委託</u>又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</p> <p>(2) DPAT</p> <p>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て<u>編成し、</u>活動を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																				
143	<p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p>	<p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、<u>災害薬事コーディネーター</u>とともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p>	<p>対策の追加</p>																				
144	<p>14 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に<u>県が行う</u>救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>14 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委任を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>災害救助法に関する記載の充実</p>																				
第7章 交通の確保・緊急輸送対策																							
149	■主な機関の措置																						
150	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4節 港湾・漁港施設 対策</td> <td rowspan="2">港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)</td> <td>1(1) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>1(2) 県又は自衛隊に対する 応急工事実施の応援要請 (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)	1(1) (略) (追加)	1(2) 県又は自衛隊に対する 応急工事実施の応援要請 (追加)		第四管区海上保安本部	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4節 港湾・漁港施設 対策</td> <td rowspan="2">港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)</td> <td>1(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(2) <u>放置車両や立ち往生車両の移動等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)	1(1) (略)	1(2) <u>放置車両や立ち往生車両の移動等</u>		第四管区海上保安本部	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																					
第4節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)	1(1) (略) (追加)																					
		1(2) 県又は自衛隊に対する 応急工事実施の応援要請 (追加)																					
	第四管区海上保安本部	(略)																					
区分	機関名	主な措置																					
第4節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合)	1(1) (略)																					
		1(2) <u>放置車両や立ち往生車両の移動等</u>																					
	第四管区海上保安本部	(略)																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
151	1 県警察における措置	1 県警察における措置	
152	(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 <u>道路管理者</u> に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。	(4) 強制排除措置 エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 <u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u> に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。	災害対策基本法の一部改正（H28.5）
152	3 自動車運転者の措置	3 自動車運転者の措置	
153	(3) 警察官又は <u>道路管理者</u> の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。	(3) 警察官又は <u>道路管理者等</u> の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。	災害対策基本法の一部改正（H28.5）
153	4 相互協力	4 相互協力	
	(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ <u>道路管理者</u> 及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。	(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ <u>道路管理者等</u> 及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。	災害対策基本法の一部改正（H28.5）
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
154	3 県（建設部）における措置	3 県（建設部）における措置	
155	(4) 情報の提供 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の <u>指定</u> 状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。	(4) 情報の提供 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の <u>確保</u> 状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。	表記の整理
	第3節 空港施設対策	第3節 空港施設対策	
	(愛知県名古屋飛行場)	(愛知県名古屋飛行場)	
157	3 県（名古屋空港事務所）における措置 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、 <u>航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</u> なお、 <u>必要があると認めるときは、自衛隊はこれに協力する。</u>	3 県（名古屋空港事務所）における措置 <u>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</u> なお、 <u>自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</u>	表記の整理
157	4 自衛隊における措置 自衛隊は、 <u>名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた</u>	4 自衛隊における措置 自衛隊は、 <u>県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する措置を講じ</u>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由												
	場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	た場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。													
	第4節 港湾・漁港施設対策	第4節 港湾・漁港施設対策													
157	1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (1) (略) (追加) (2)～(3) (略)	1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (1) (略) (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</u> <u>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> (3)～(4) (略)	災害対策基本法の一部改正（H28.5） 表記の整理												
	第6節 輸送手段の確保	第6節 輸送手段の確保													
160	6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 (1)～(6) (略) (追加)	6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 (1)～(6) (略) <u>(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア</u>	協定の締結（バス及びタクシー協会）												
	第8章 水害防除対策	第8章 水害防除対策													
	第2節 防災営農	第2節 防災営農													
165	5 応援協力関係 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 市町村及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸与を行う。 イ 県は、市町村及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ <u>移動用</u> ポンプの貸与を依頼する。	5 応援協力関係 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 市町村及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ <u>可搬式</u> 排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸与を行う。 イ 県は、市町村及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ <u>可搬式</u> ポンプの貸与を依頼する。	表記の整理												
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
168	■主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:60%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				■主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:60%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				表記の整理
区分	機関名	主な措置													
区分	機関名	主な措置													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）			修正案			改正理由
	第2節 要配慮者支援対策	市町村 県	(略) 2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 (追加)	第2節 要配慮者支援対策	市町村 県	(略) 2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 <u>2(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備</u>	
第1節 避難所の開設・運営				第1節 避難所の開設・運営			
169	1 市町村における措置 (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど</u> 、多様な避難所の確保に努めるものとする。			1 市町村における措置 (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど</u> 、多様な避難所の確保に努めるものとする。			表記の整理（防災基本計画の修正（H28.5））
170	(4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者</u> に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。 シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ、 <u>これらの業務の提供を要請する</u> など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。			(4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者</u> に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、 <u>避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること</u> 。 シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ <u>要請する</u> 。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、			対策の追加（熊本地震の課題検証報告） 表記の整理（防災基本計画の修正（H28.5）） 表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
171	<p>◆（略） （追加） （追加）</p> <p>◆（略）</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>◆（略）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書（県対一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における動物救護活動に関する協定書」（県対公益社団法人愛知県獣医師会）</p> <p>◆（略）</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p> <p>表記の整理</p>
<p>第 2 節 要配慮者支援対策</p>			
171	<p>1 市町村における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>	<p>1 市町村における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	<p>表記の整理</p>
172	<p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (1) ～ (3)（略） （追加）</p>	<p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (1) ～ (3)（略） (4) <u>障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備</u> 災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、<u>市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の制定）</p>
<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p>			
<p>第 1 節 給水</p>			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
174	<p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理
	第 2 節 食品の供給	第 2 節 食品の供給	
174	<p>1 市町村における措置</p>	<p>1 市町村における措置</p>	
175	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>ウ ～ エ（略）</p> <p>図 炊き出し用として米穀を確保する手順図</p> <p>愛知県知事（農林水産部食育推進課）</p>	<p>(3) 米穀の原料調達</p> <p>イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>ウ ～ エ（略）</p> <p>図 炊き出し用として米穀を確保する手順図</p> <p>愛知県知事（農林水産部食育消費流通課）</p> <p>（削除）</p>	表記の整理
175	<p>◆ 附属資料第 8「東海農政局」</p>		
176	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>（追加）</p> <p>（略）</p>	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における燃料及び応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対 JA グループ愛知）」</p> <p>（略）</p>	課名の変更
176	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	協定の締結
	第 3 節 生活必需品の供給	第 3 節 生活必需品の供給	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
177	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理
	第 1 1 章 環境汚染防止及び地域安全対策	第 1 1 章 環境汚染防止及び地域安全対策	
	第 2 節 地域安全対策	第 2 節 地域安全対策	
179	<p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、<u>警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p>	<p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、<u>被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	第 1 2 章 遺体の取扱い	第 1 2 章 遺体の取扱い	
	第 1 節 遺体の捜索	第 1 節 遺体の捜索	
181	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	第 2 節 遺体の処理	第 2 節 遺体の処理	
181	4 災害救助法の適用	4 災害救助法の適用	
182	災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	第 3 節 遺体の埋火葬	第 3 節 遺体の埋火葬	
183	3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	
184	■基本方針 ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 (追加)	■基本方針 ○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 ○ <u>復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
	第 1 節 電力施設対策	第 1 節 電力施設対策	
185	中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置	中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置	
186	(7) 広域運営による応援 <u>「非常災害時における応急応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u>	(7) 広域運営による応援 <u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u>	運用の見直しのため
	第 3 節 上水道施設対策	第 3 節 上水道施設対策	
188	水道事業者（県（健康福祉部、企業庁）及び市町村）における措置 (2) 応援の要請	水道事業者（県（健康福祉部、企業庁）及び市町村）における措置 (2) 応援の要請	厚生労働省防災

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
	ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県等への応援を要請する。	ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。	業務計画との整合性を図るため
	第 14 章 海上災害対策	第 14 章 海上災害対策	
	海上災害対策	海上災害対策	
198	10 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118）に通報する。	10 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118 番）に通報する。	表記の整理
	第 15 章 航空災害対策	第 15 章 航空災害対策	
	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	
205	1 県(名古屋空港事務所)における措置 (7) 滑走路等の使用の一時停止措置 滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置を取るとともに、早期復旧を図る。	1 県(名古屋空港事務所)における措置 (7) 滑走路等の使用の一時停止措置 滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。	表記の整理
205	2 航空自衛隊における措置（民間機の場合） (1) 地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力した負傷者の救出、消防活動	2 航空自衛隊における措置（民間機の場合） (1) 地元消防機関及び県（名古屋空港事務所）と協力した負傷者の救出、消防活動	表記の整理
206	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 フロー図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 西春日井広域事務組合消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部 名古屋市消防局 </div>	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 フロー図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 尾張中北消防指令センター 〔西春日井広域事務組合消防本部〕 〔小牧市消防本部〕 春日井市消防本部 名古屋市消防局 </div>	表記の整理
	第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	第 1 節 危険物等施設	第 1 節 危険物等施設	
223	1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る消防署等への通報 消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。	1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る消防署等への通報 消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。	表記の整理
	第 3 節 危険物等積載船舶	第 3 節 危険物等積載船舶	
225	1 危険物等輸送機関における措置 第 1 節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。	1 危険物等輸送機関における措置 第 1 節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。	表記の整理
	第 19 章 高圧ガス災害対策	第 19 章 高圧ガス災害対策	
	第 1 節 高圧ガス施設	第 1 節 高圧ガス施設	
228	1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報 所轄消防署又は所在市町村長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。	1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報 所轄消防署又は所在市町村長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。	表記の整理
	第 3 節 高圧ガス積載船舶	第 3 節 高圧ガス積載船舶	
229	1 高圧ガス輸送業者の措置 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118）へ災害発生について直ちに通報する。	1 高圧ガス輸送業者の措置 第 19 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。	表記の整理
	第 20 章 火薬類災害対策	第 20 章 火薬類災害対策	
	第 1 節 火薬類関係施設	第 1 節 火薬類関係施設	
231	1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る県警察等への通報	1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置 (2) 災害発生に係る県警察等への通報	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
232	<p>県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118）にも通報するものとする。</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県への通報</p> <p>県へ災害発生について、直ちに通報する。</p>	<p>県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県及び名古屋市への通報</p> <p>県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。</p>	<p>火薬類取締法の一部改正</p>												
232	<p>3 県（防災局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>3 県（防災局）及び名古屋市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>火薬類取締法の一部改正</p>												
232	<p>5 市町村における措置</p> <p>(略)</p>	<p>5 市町村（名古屋市を除く）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>火薬類取締法の一部改正</p>												
第 2 1 章 大規模な火事災害対策		第 2 1 章 大規模な火事災害対策													
235	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な火事災害対策</td> <td>地元市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3)、1(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	大規模な火事災害対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3)、1(4) (略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な火事災害対策</td> <td>地元市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3)、1(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	大規模な火事災害対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3)、1(4) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
大規模な火事災害対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3)、1(4) (略)													
区分	機関名	主な措置													
大規模な火事災害対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3)、1(4) (略)													
大規模な火事災害対策		大規模な火事災害対策													
236	<p>1 地元市町村における措置</p> <p>(2) 避難勧告・指示等</p> <p>(略)</p>	<p>1 地元市町村における措置</p> <p>(2) 避難勧告等</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>												
第 2 2 章 林野火災対策		第 2 2 章 林野火災対策													
240	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>地元市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3) ～1(11) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3) ～1(11) (略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災対策</td> <td>地元市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3) ～1(11) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	林野火災対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3) ～1(11) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
林野火災対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告・指示等 1(3) ～1(11) (略)													
区分	機関名	主な措置													
林野火災対策	地元市町村	1(1) (略) 1(2) 避難勧告等 1(3) ～1(11) (略)													
林野火災対策		林野火災対策													
240	<p>1 地元市町村における措置</p>	<p>1 地元市町村における措置</p>													
241	<p>(2) 避難勧告・指示等</p>	<p>(2) 避難勧告等</p>	<p>表記の整理</p>												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	(略)	(略)	
	第 2 4 章 住宅対策	第 2 4 章 住宅対策	
	第 6 節 障害物の除去	第 6 節 障害物の除去	
254	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理
	第 2 5 章 学校における対策	第 2 5 章 学校における対策	
	第 4 節 教科書・学用品等の給与	第 4 節 教科書・学用品等の給与	
259	<p>1 県（教育委員会）における措置</p> <p>(1) 文部科学省等に対する応援要請</p> <p>県は、自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市町村からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</p>	<p>1 県（県民生活部、教育委員会）における措置</p> <p>(1) 文部科学省等に対する応援要請</p> <p>県は、<u>県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市町村からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</u></p>	表記の整理
259	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与</p> <p>市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与</p> <p>市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立小・中学校等の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>	表記の整理
259	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興																					
	(追加)	第 1 章 復興体制																					
		<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ○ 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 ○ 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。 ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。 <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1108 667 1910 1173"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 復興本部の設置等</td> <td rowspan="3">県</td> <td>1(1) 県復興本部の設置</td> </tr> <tr> <td>1(2) 県復興本部の組織及び運営</td> </tr> <tr> <td>1(3) 本部会議の開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 市町村復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 節 職員の派遣要請</td> <td rowspan="3">県</td> <td>1(1) 国の職員の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>1(2) 他都道府県の職員の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>1(3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 3(3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置	1(2) 県復興本部の組織及び運営	1(3) 本部会議の開催	第 2 節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定	市町村	2(1) 市町村復興計画の策定	第 3 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請	1(2) 他都道府県の職員の派遣要請	1(3) 職員派遣のあっせん要求	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 3(3) 職員派遣のあっせん要求	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置																					
		1(2) 県復興本部の組織及び運営																					
		1(3) 本部会議の開催																					
第 2 節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定																					
	市町村	2(1) 市町村復興計画の策定																					
第 3 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請																					
		1(2) 他都道府県の職員の派遣要請																					
		1(3) 職員派遣のあっせん要求																					
	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 3(3) 職員派遣のあっせん要求																					
		第 1 節 復興本部の設置等																					
		<p>1 県における措置</p> <p>(1) 県復興本部の設置</p> <p>本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（知事）が判断し</p>	<p>対策の追加</p>																				

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		<p><u>た場合、復興本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 県復興本部の組織及び運営</u> <u>本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。</u></p> <p><u>(3) 本部会議の開催</u> <u>本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。</u></p>	
		第 2 節 復興計画等の策定	
		<p>1 県（政策企画局）における措置</p> <p><u>(1) 県復興方針の策定</u> <u>県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。</u> <u>なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」第 2 条第 1 号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第 9 条に基づく県復興方針を定めることとなる。</u></p> <p><u>(2) 県復興計画の策定</u> <u>県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。</u></p>	対策の追加
		<p>2 市町村における措置</p> <p><u>(1) 市町村復興計画の策定</u> <u>特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p>	対策の追加
		第 3 節 職員の派遣要請	
		<p>1 県（総務部）における措置</p> <p><u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）</u></p>	対策の追加

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		<p>知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17） 知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条） 知事は、内閣総理大臣に対し復興法第 53 条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条） 市町村長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17） 市町村長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条） 市町村長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>また、市町村長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p>	<p>対策の追加</p>
261	第 1 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	表記の整理
	(略)	(略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
265	第2章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	表記の整理																				
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策																					
265	1 県（環境部）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」 ◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」	1 県（環境部）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業共同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」 ◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン類排出抑制推進協議会）」	協定の締結 名称の変更																				
266	2 市町村における措置 (4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略) 災害時の支援体制 	2 市町村における措置 (4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略) 災害時の支援体制 	愛知県災害廃棄物処理計画の策定及び協定の締結																				
267	第3章 被災者等の再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	表記の整理																				
267	■主な機関の措置	■主な機関の措置																					
268	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構東</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 住宅等対策	県	(略)	市町村	(略)	住宅金融支援機構東	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 住宅等対策	県	(略)	市町村	(略)	独立行政法人住宅金	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																					
第4節 住宅等対策	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
	住宅金融支援機構東	(略)																					
区分	機関名	主な措置																					
第4節 住宅等対策	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
	独立行政法人住宅金	(略)																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）		修正案		改正理由
		海支店		融支援機構	
	第 1 節 罹災証明書の交付等		第 1 節 罹災証明書の交付等		
268	1 県（防災局）における措置 (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調整・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。		1 県（防災局）における措置 (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調整・判定方法にばらつきが生じることのないよう、 <u>定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により</u> 、被災市町村間の調整を図る。		対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
272	第 4 節 住宅等対策		第 4 節 住宅等対策		
	3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 (略)		3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置 (略)		表記の整理
275	第 4 章 商工業・農林水産業の再建支援		第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援		表記の整理
	第 2 節 農林水産業の再建支援		第 2 節 農林水産業の再建支援		
276	1 県（農林水産部）における措置 (3) 施設復旧 第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照		1 県（農林水産部）における措置 (3) 施設復旧 第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照		表記の整理
276	2 市町村における措置 (3) 施設復旧 第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照		2 市町村における措置 (3) 施設復旧 第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照		表記の整理